

令和6年第3回府中町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 開 会 年 月 日 令和6年6月21日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和6年6月24日(月)

4. 出席議員(15名)

議長	梶川三樹夫君	副議長	橋井肇君
2番	宮本彰君	3番	西山優君
4番	狩野雄二君	5番	坂田栄一君
6番	田中伸武君	7番	山口晃司君
10番	西友幸君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	14番	齋藤昇君
15番	益田芳子君	17番	児玉利典君
18番	木田圭司君		

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺尾光司君
副町	長	齋藤哲也君
教	育	長 新田憲章君
総務企画部	長	井上貴文君
財	務	部 長 胡子幸穂君
福祉保健部	長	中本孝弘君

町 民 生 活 部 長	屋 敷 学 君
建 設 部 長	磯 亀 智 君
消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	増 田 康 洋 君
危 機 管 理 監	佐 藤 伸 樹 君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤 永 美 香 君
消防次長兼消防総務課長	橋 本 臣 彦 君
総務企画部次長兼政策企画課長	土 井 賢 二 君
総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
子 育 て 支 援 課 長	砂 崎 綾 美 君
保 険 年 金 課 長	平 尾 明 子 君
警 防 課 長	瀬 戸 剛 君
学 校 教 育 課 長	藤 永 政 己 君
社 会 教 育 課 長	竹 林 邦 彦 君
社 会 教 育 課 主 査	小 路 和 司 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和6年第3回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の会議を開いたところでございますが、去る6月21日の報告第5号における発言について、議員から取消しの申出がありましたので、発言を許可いたします。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 皆さん、おはようございます。

14番齋藤ですが、この6月定例会の報告第5号における私の発言中、個別の機関の名称を含んだ発言をした部分は取り消していただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ただいま申出があった部分につきましては、取消しを許可いたします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり、会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、15番益田議員、17番児玉議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項、職員へのハラスメントに対する取組について、10番西議員の質問を行います。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 第一番バッターということで、これは、一番人間にとって大切なことだと思うんですね。本日は、通告に基づき、職員へのハラスメントに対する取組についてを題名にしています。

パワハラやセクハラなど様々なハラスメントは、職員の能力を十分に発揮する妨げになることはもちろん、人としての尊厳や人格を不当に傷つける人権に関わる許されない行為です。また、職場としても、業務への支障や人材の損失、社会的信用低下などを招きかねないとの大きな問題だと思います。

国においては、こうしたハラスメントのない社会を構築するため、法改正やハラスメント防止に向けた周知・啓発など対応を進めていますが、皆さんもニュースなどで見聞きされており、他の自治体の事例など、優越した地位の立場を利用したハラスメント事案が後を絶ちません。

当町でも、職員のハラスメントを防止するため、要綱や相談窓口を設けて対応されていると聞いていますが、職員が問題に直面したとき、気軽に相談し、速やかな解決に結びつけることができる体制となっていることは安心して職務に邁進する環境として重要と思います。

そこで、以下について質問いたします。

職員に対するハラスメントの類型は。

2 番目として、過去数年間、報告の件数や推移、内容の変化は。

3 番目として、通告体制と対応の流れは。

4 番目として、ハラスメントの防止のための取組（教育、啓発）や今後の予定は。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（井上貴文君） おはようございます。総務企画部長です。

10 番西議員からの一般質問、職員へのハラスメントに対する取組について答弁いたします。

府中町職員のハラスメントの防止に当たっては、平成27年に府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、職員が個人として尊重され、快適に働くことができる職場環境を実現することを目的とし、会計年度任用職員を含む職員が職務に従事する際に接する職員や職員以外との間の問題についても適用するとしております。

また、職員の責務として、職員は、ハラスメントが個人の尊厳や名誉を不当に傷つけ、勤労意欲の低下や職場環境を害することを自覚するとともに、ハラスメントを行ってはならないことを規定しているところでございます。

それでは、1つ目の質問、職員に対するハラスメントの類型について答弁いたします。

ハラスメントの種類としては、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの大きく3つの種類に分かれますが、その他、他の者の尊厳や名誉を傷つける言動で不利益や不快感を与える行為がございませう。

2つ目の質問、過去数年間での報告件数や推移、内容変化については、令和2年度以降の相談件数で、令和2年度が2件、令和3年度が4件、令和4年度が2件、令和

5年度が4件で、相談内容は全て職場内のハラスメント事案になります。過去5年間で大きな変化はございませんが、毎年一定数の相談があることに関しては、町といたしましても重く受け止めているところでございます。

3つ目の質問、報告体制と対応の流れについてです。

体制としては、ハラスメントに関する苦情相談に対応するハラスメント処理相談員を総務課職員から2名、職員団体が推薦する職員2名の計4名、男女2名ずつを置き、新たに相談員となった職員には、動画研修を実施しているところでございます。

相談を受けた際の流れとして、相談員は、相談者から事情を聴取し、公正かつ客観的な立場から助言などを行います。その後、必要に応じ、相談者や関係者に対し、事実関係の調査・確認を行い、問題の解決を図ることとしております。

ほとんどのケースがこの相談体制により一応の問題解決に至っておりますが、解決を図ることが困難な場合は、副町長を委員長としたハラスメント苦情・相談処理委員会に依頼し、ハラスメントの有無や対応措置を審議することといたしております。

4つ目の質問、ハラスメント防止のための取組（教育、啓発）や今後の予定について答弁します。

ハラスメントの防止を図るための職員研修として、毎年、職場におけるハラスメントやコミュニケーション、ダイバーシティーなどを題材としたビデオ学習を実施するほか、外部講師を招いた研修を開催いたしております。また、医務室保健師が発行する保健だよりにおいて、ハラスメントや職員同士のコミュニケーション、アンガーマネジメントといった題材を取り上げ、職員向けに啓発を行っているところでございます。

今後につきましては、12月のハラスメント撲滅月間に合わせて集中的に広報・啓発を行うなど、ハラスメント防止に向けた取組を推進するとともに、引き続き職員研修などを通じ、職員が働きやすく、風通しのよい職場環境づくりに努めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。

答弁にあったようなハラスメントに対応し、対策を着実に進めていくには、リーダーである寺尾町長の取組に対する理解と姿勢が必要です。町民の代表者であり、職場

のリーダーでもある町長自身がハラスメントのない行動、姿勢を示し、職員の模範となること、そして職員がもしハラスメントに遭ったとしても、そのことによる不利益を受けることなく、安心して働ける包容力のある職場をつくっていく責任があると思います。

また、ここで大事なのは、職員がなかなか物を言いにくい相手方からハラスメントを受ける、そうしたケースもあると思います。そうした際には、私はぜひ町長に率先して職員を守ってもらわないといけないと思います。

町長の最初の発言で、一昨日、職員の意見を聞き、風通しのよい職場をつくると言われましたので、そこを期待しているのですが、そこで2回目での質問として、ハラスメントは絶対に許さないという寺尾町長の決意と意思をここでお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。

御指名ですので、ちょっと私のほうから答弁をさせていただきます。

今、総務企画部長のほうから答弁をさせていただいたんですけど、令和2年度以降、そういった報告案件というのが2件、3件ということで上がってきたということで、私自身、ちょっと離れていた時期でもあって、こういうふうに上がってきているのを、件数があるというのを聞いてちょっとびっくりしたところはあるんですけど、しっかり解決する、ハラスメントの処理体制がしっかりできているというふうに聞いてちょっと安心はしています。そういう相談員とか、副町長を筆頭にした処理委員会というのがある程度機能して解決しているというのを聞いてるので、その辺は安心しているんですけど、やはり西議員の御指摘のように、ハラスメントというのがあるってはないというふうに思っております。

質問の趣旨にも書いてあるんですけど、やはりハラスメントというのは、個人の尊厳とか人格を不当に傷つけるという絶対に許されない行為だというふうに思っております。職員の全てが個人として尊重され、互いに信頼しあい、安心して働ける職場環境というのを整えることが住民への行政サービスの向上につながるというふうに思っております。

私自身も消防長の時代に、消防長としてのハラスメント防止宣言というのをやった

ことはあります。トップがそういう意向をしっかりと示すことが必要だというふうに思っております。

職員の雇用者、事業主という面もそうですし、町の行政を代表する町長としてしっかりそういったハラスメントは絶対にしない、させない、見過ごさないという姿勢を率先して示して、そういうことがないような取組を今後ともずっと続けていきたいというふうに思っております。しっかり取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） ただいまの発言、ありがとうございました。

ただし、今ちょっと私が入れた中で町長が答弁いただけなかった点、全く残念に思っております。例えば職員が物を言えない人からハラスメントを受けた場合どうするんかと、今、町長にお伺いしたんですが、その点について全く触れられていないのは全く残念です、はっきり言って。全く残念な答弁でありましたが、3回目の質問としては、もう、ありがとうございました。町民の行政サービス、住民の福祉の向上につながってくるものと思いますので、ぜひ寺尾町長、お伺いした思いを率先して実践いただき、職員を守る、そうした姿勢の職務を推進していただきたい、そのように強くお願いして、私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 町長です。

答弁漏れという話があったので、ちょっと説明させてもらってよろしいですかね。

先ほど言いましたように、町ではハラスメントの処理相談員という体制をつくって、なおかつ副町長を筆頭とする処理委員会という、そういう制度がありますので、町長、直接言えなくてもそういう制度がありますので、まずそこへ言ってほしいと。そうしたら、そこで対応ができるということですね。だから、特に名前を言わなくても、相談員のほうには相談ができますから、まずそこへ相談していくと、そういう体制はできてますので、その点はしっかり理解いただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、職員へのハラスメントに対する取組について、10番西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第2項、歴史的資料の管理について、4番狩野議員の質問を

行います。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） おはようございます。4 番狩野です。よろしくお願いいたします。

まず、質問に入る前に一言述べさせていただきます。

改めまして、寺尾町長、御就任おめでとうございます。これまでは、同じ議員という立場で府中町の課題解決に取り組んでまいりました。これからは、二元代表制の下、町長の言葉を借りれば、暮らし心地ナンバーワンのまちづくりに向けて共に取り組んでいければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の質問に移りたいと思います。

今回の質問は、大枠 2 つの内容についての質問です。

1 つ目は、歴史民俗資料館で収蔵する文献等の資料管理について、2 つ目は、役場における歴史公文書の保存についてです。

まず、歴史民俗資料館で収蔵する文献等の資料管理についての質問になります。

旧歴史民俗資料館が解体され、現在は更地となっており、その広さから旧歴史民俗資料館の大きさを改めて知る機会がありました。新しくなった歴史民俗資料館は、明るく、展示方法も工夫がされて見やすいものとなっており、3Dでの展示もされ、新しい形の展示方法となっておりますが、歴史民俗資料館の展示スペースとを比較すると狭くなっていることから、旧歴史民俗資料館に展示されていた様々な展示品や展示資料が新しくなった歴史民俗資料館に全て展示されてはいないと思います。

また、多くの歴史的な資料や下岡田官衙遺跡での出土品等の収蔵品も多くあると思います。

歴史民俗資料館が完成する前の一般質問で、資料の保管はどのようにするのが問われ、そのときの答弁として、府中小学校東棟の1階・2階の一部に収蔵する予定であるという答弁がされておりました。現在はその場所に収蔵されていると聞いております。

文献などは、経年劣化を防ぐため、温度、湿度が管理された状態で収蔵されるべきですが、現在、収蔵品の文書・資料類はどのような状況で保管されているのかを確認したいと思います。

次に、府中町役場における歴史公文書の保存についてです。

今回、歴史民俗資料館の資料の管理について調べる中で、府中町における公文書の管理という面でも確認をしておきたい内容が見つかりました。

まず、公文書とは、簡潔に言えば、政府や官庁、地方公共団体の公務員が職務上作成した文書とされています。その定義からすれば、歴史民俗資料館で保管されている文献・資料類の多くは公文書の位置づけではないと思われます。

府中町が行った様々な事業での関係資料等が公文書という位置づけになると思われます。

行政機関の文書・資料の管理方法について調べると、令和4年に内閣府が発表した地方公共団体における公文書管理の取組調査が公表されており、以下の3項目についての対応の有無が掲載されています。

1、公文書管理のための条例等の有無、2、歴史公文書の保存に関する取扱いルール等の有無、3、歴史公文書を保管する施設の有無。

補足の説明ですが、歴史公文書とは、歴史的・文化的価値のある公文書及び資料類をいい、町政評価の材料となる施策等の記録や歴史を編集するために必要なものとされています。

府中町の結果を見ると、公文書管理のための条例等はありません。府中町文書取扱規程が制定されています。公文書については、広島県も含めて県内の全ての市と町が管理規程を制定しています。

一方、歴史公文書の保存に関する取扱いのルール等の有無を見ますと、府中町はなしとなっており、歴史公文書の選別を行っていないことになっています。

広島県の自治体で歴史公文書の保存ルールがないのは、東広島市、熊野町、府中町の1市2町です。歴史公文書を保管する施設を有しているのは、広島県、広島市、福山市、安芸高田市となっています。

歴史公文書の保存ルールがあるとした自治体の多くは、専用施設がないため、庁舎内において永久保存となっています。

公文書等の管理に関する法律第34条では、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定、実施するように努めなければならないとされています。

以上のことを踏まえ、3つの質問を行います。

まず、歴史民俗資料館の収蔵資料に関する質問を2問行います。

1、歴史民俗資料館が所蔵されている展示されていない文書・資料類は、現在、府中小学校内に置かれておりますが、どのような状況で収蔵されているのでしょうか。

2、歴史に関する文献・文書類は、住民の皆さんが府中町の歴史を知る上でも、データの電子化を含めて閲覧できる状況にすることも必要と考えますが、閲覧についての考えをお聞かせください。

次に、歴史公文書に関する質問を1つ伺います。

3、歴史公文書の保管に関するルールがない状況に対して、今後、ルール化を行い、歴史公文書として後世に確実に残していく取組が必要と考えますが、町のお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（増田康洋君） おはようございます。教育部長です。

4番狩野議員の一般質問、歴史的資料の管理についてに関し、答弁をいたします。

なお、総務企画部所管の内容が含まれておりますが、私のほうで一括して答弁をいたします。

1つ目の御質問、府中小学校に保管している歴史民俗資料館収蔵品の状況についてです。

府中公民館等改築事業を議題といたしまして開催しました、平成29年11月の全員協議会において、展示を行わない収蔵品につきましては、府中小学校東棟の一部を仮設公民館として使用した後、つまり新施設の建設後となりますが、歴史民俗資料館の収蔵庫として活用をする予定だと説明をしていることにつきましては、議員御承知のとおりでございます。

現状、予定どおり、府中小学校1・2階の一部に収蔵品を保管しております。

収蔵品の内容といたしましては、下岡田官衙遺跡等の発掘調査により出土した土器片や遺物等の埋蔵文化財資料、農機具や生活用具等の民俗資料、また全国の文化財報告書等の学術資料、広島県や府中町に関する図書等の郷土資料が主なものであり、それぞれ収蔵品の種類ごとに保管しております。

学校の一室でございますので、保存設備が整っているわけではございませんが、収蔵品の最も大敵となる太陽光による劣化を防ぐため、部屋には遮光カーテンを設置し

ているところです。

2つ目の御質問、府中町の歴史に関する文献・文書類の閲覧についてです。

先ほど申しましたように、府中小学校には府中町に関する図書等の郷土資料を収蔵しております。

旧歴史民俗資料館から府中小学校への移転の際、開架可能な資料につきましては、図書館へ移転し、郷土資料コーナー等に配架するとともに、レファレンスサービスにて利用者に提供をしております。

他の収蔵資料のうち、歴史的文書とされる資料は、当時の個人の生活や経済の状況が記載されていたり、また家系図が用いられているなど、現代の人権意識や個人情報保護の観点から、容易に閲覧することが可能ではないものが多く、収蔵品の早期閲覧は困難であるとともに、さらに電子化には至っていないのが現状でございます。

3つ目の御質問、歴史公文書の保管に関するルール化についてです。

どのような公文書を歴史公文書とするかにつきましては、定まった定義がなく、自治体によって様々に規定されています。

町では、具体的に歴史公文書の定義を定めておらず、特段のルール化も行っていないというところです。

ただし、全ての公文書につきまして、その重要度に応じて保存年限を定めており、町の施策上重要な公文書、例えば議案、例規原本、総合計画関係書等につきましては、保存年限を永久保存としていますが、これらの公文書は、将来にわたって残していくべきという意味合いからそのように取り扱っていることを考えますと、実質的には歴史公文書と区分できるのかもしれませんが。

自治体の歴史を公文書として記録し、住民共有の知的財産として後世に残していくことは、行政の責務であることを改めて認識しますと、議員御指摘のとおり、歴史公文書の一定のルール化は必要であろうと考えます。

他の自治体にも様々な事例があるようでございますので、参考にしつつ、歴史公文書の範囲や保存・閲覧方法などにつきまして、またデジタル化についても併せて調査・研究を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。御答弁ありがとうございました。

まず、歴史公文書についてですが、一定のルール化は必要とのことでした。説明にもございましたが、町の施策上重要な公文書等は住民にとっても非常に重要なものであることから、ぜひルール化を目指して取り組んでいただくようお願いします。

それでは、2回目の質問を行います。

府中小学校に保管している歴史民俗資料館収蔵品の状況は、教室で直射日光を防ぐための遮光カーテンを設置しているとのことですが、資料を保存するという事を考えると、十分な対応なのでしょうか。

私なりに調べると、書籍・文書類は、高温多湿になる場所を避け、適切な温度と安定した場所に保管する必要があると、乾燥し過ぎるところ、暑過ぎるところは書物のページを傷めたり、黄ばみを起こす原因となるとのことでした。

また、高湿度は、カビの原因となるので、保管場所は空気をよく循環させることとなっております。恐らく本来の収蔵庫としてあるべき姿が把握されているのではないかと考えております。

現在の小学校の教室を収蔵庫として使用するのであれば、温度、湿度が管理できるような設備を備える必要があるのではないかと考えますし、全く新しい収蔵庫の設置についても検討してもよいのではないかと考えますが、どのように考えておられるのでしょうか、伺います。

次に、府中町の歴史に関する文献・文書類の閲覧については、現在の人権意識や個人情報保護の観点から容易に閲覧することが可能ではないものが多く、早期閲覧は困難であり、電子化には至っていないとのことでした。

当然、人権含め、個人情報には配慮する必要があると、誰でも簡単に閲覧ができるようにすることは困難であるということは理解しますが、電子化を図ることで見せれない箇所を隠す等の加工も行えると思いますので、閲覧者の利便性を高めると考え、電子化の必要性はあると考えます。電子化への取組の可能性についての考えも併せて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 社会教育課主幹です。

4番狩野議員の2回目の御質問に答弁いたします。

1つ目の御質問、書籍・文書類の保存設備についてです。

議員おっしゃいますような温度と湿度管理の機能を備えた設備の設置、またそれらが配備された新たな収蔵庫の整備が実現すれば、収蔵品の保存としては大変好ましい状況であると考えます。

本質問は、歴史民俗資料館収蔵品のみならず、町における紙媒体の全ての公文書が対象となりますので、町部局と共に共有すべき案件であると認識していますが、当該保存設備の設置に係る事務事業が後期実施計画に計上していないことは、議員御承知のとおりです。肥大化、多角化している町全体の行財政需要を勘案しますと、現状、優先順位は高くありません。

しかし、今後の町の課題であると認識するとともに、定期的な風通しを行うなど、可能な範囲で対応してまいります。

2つ目の御質問、電子化への取組についてです。

本件も、町における紙媒体の全ての公文書が対象となりますので、町部局と協議すべき案件であると認識しております。

電子閲覧を可能とするにはかなりの人件費と時間を要すると想定される上、特に歴史文書では、まず内容を読み解く段階で専門的見地の判断が必要となるなど、大きなプロジェクトになるものと考えます。

1回目に答弁いたしましたように、他の自治体の事例も参考に調査・研究を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。答弁ありがとうございました。

今回の質問は、住民の生活に直接関わるというのではなく、文化的側面を含んだ質問でありました。何か事業を進めるには財源が必要であり、限られた財源の中で優先順位をつけて実施するというのは当然の考えであり、理解はしております。

理想とする保管環境、閲覧環境を備えるには相当な費用が必要であることは推察いたします。先ほど述べましたが、このような文化的な事業はどうしても財源の問題から優先順位が下がるというのは致し方ない状況なのかもしれません。優先順位が上がるまで待つという考えもありますが、まず基本方針、ルールだけは策定していただいて、例えば文書の電子化ではボランティアを募るとかして費用を抑えながら少しずつ

でも進めていく検討も必要ではないかと思っております。

今回の質問を通じて、歴史的な資料の管理に府中町として目を向けていただき、今後、調査・研究が進んでいくことを切望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、歴史的資料の管理について、4番狩野議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、児童・生徒の問題行動への対応は、3番西山議員の質問を行います。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。3番西山です。

質問事項として、児童・生徒の問題行動への対応はということをしていただきたいと思っております。

せんだって、6月14日に広島県の篠田教育長も、県内の学校で暴力行為により生徒が逮捕される事案が相次いだことを受け、危機感を示しておられる内容も含まれております。

質問趣旨。

問題行動とは、社会規範に照らしたときに、好ましくない、困った行動のことを指す言葉です。児童・生徒の問題行動としては、暴力行為やいじめ、物を壊す、学校をサボる、非行などが挙げられ、毎年、文部科学省でも統計調査が行われています。直近の令和4年度調査結果によると、暴力行為が前年度から24.8ポイント増加して過去最多となるなど、ほとんどの項目で増加が見られています。

長く続いたコロナ禍が明け、学校行事もコロナ前に戻り、生き生きと学校生活が送れる環境となったことは喜ばしいことではありますが、一方、コロナ禍に入学した児童・生徒にとっては初めて経験することも多く、児童・生徒、教師ともに負担となっていないか、懸念しています。

問題行動は、心のシグナルが別の形で現れている場合もあると言われ、改善していくためには児童・生徒の心理状態に応じた適切な対応が必要です。

そこで、まず町内小・中学校における問題行動の現状を伺います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（増田康洋君） 教育部長です。

3番西山議員の一般質問、児童・生徒の問題行動への対応については答弁をいたします。

教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげることを目的として、文部科学省では毎年度、全国の小・中・高等学校を対象に、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を実施しております。

議員の御質問にございます暴力行為につきましては、令和4年度調査におきまして9万5,426件と、前年度の7万6,411件から1万9,015件、率にして24.8%増加をしております。

また、広島県は3,537件で、前年度の3,047件から490件、率にして16.1%増加をしております。

本町の小・中学校は44件です。全国、広島県と同様、増加傾向であり、前年度の12件から32件、割合にして3.6倍増加をしております。

内訳といたしましては、小学校が36件で、前年度の12件から3倍増加、中学校が8件で、前年度のゼロ件から皆増となっております。

本町の暴力行為が増加した要因といたしまして、コロナ禍が明け、学校行事などの様々な活動が再開されたことにより、児童・生徒同士の接触機会が増加したことや、教職員が丁寧に児童・生徒に関わることにより、軽微な行為について計上したことなどが考えられます。

暴力行為の内容といたしましては、教師の指導に対し、腹を立て暴言を口にしたり、ひっかく等の対教師暴力、悪口を言われたことに腹を立て暴力で返した児童・生徒間暴力、机に穴を開けたり、車に石を投げたりした器物損壊といった事案がございました。

暴力行為は、感情をコントロールすることができない、自分の考えを適切に表現できない、他者とコミュニケーションが図れないなどの要因から、周囲の人や物に当たることへ至ります。

本町における暴力行為を未然に防ぐため、教育委員会では、感情をコントロールす

る力や、対人関係スキル等の向上を図るための研修を一層充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携し、組織的な指導・支援を行う必要があると考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 3番西山です。御答弁ありがとうございました。

町内小・中学校においても同様の傾向があることが分かりました。

こうした問題行動を未然に防ぐため、また適切に対応していくために、府中町教育委員会としての対応、取組の状況をお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（藤永政己君） 学校教育課長です。

3番西山議員の2回目の御質問、問題行動を未然に防ぐための対応、取組状況について答弁いたします。

まず、教職員に対しては、新任教職員研修会や生徒指導担当者会議、道徳推進協議会等、教育委員会主催の研修会を通して、経験や役割に応じ、問題行動の未然防止に関する研修を行っております。

次に、児童・生徒に対しては、各校校長が中心となり、全ての教育活動で未然防止の取組を行っております。特に、道徳科を要として、物事を自分事として捉え、多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを議論する授業を全ての学年で系統的に行っているところです。

また、教育上必要であれば、発達段階や問題の程度も配慮しつつ、児童・生徒に対し、特別な指導を行っております。具体的には、別室での事実確認や説諭、反省文といった個別指導、保護者を交えた被害児童・生徒に対する謝罪、関係機関との連携、継続指導等、ケースに応じた指導を行っております。特別な指導は、学級担任だけではなく、生徒指導担当の教員等複数の教員で対応します。

児童・生徒が自ら起こした問題行動を反省するとともに、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいのかを考え、実行できるよう、保護者と連携しながら行うこととしております。

問題行動の原因や背景は、学校、家庭、社会、それぞれの要因が複雑に絡み合っていることも多いため、児童・生徒の発するＳＯＳに気づくことができるよう、日々の学校生活における児童・生徒の観察や教職員間の情報交換を行うよう努めてまいります。

また、１回目の答弁でも申しましたが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携し、安心して相談できる体制を引き続き整えてまいります。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ３回目の質問ございますか。

３番西山議員。

○３番（西山 優君） 御答弁ありがとうございました。

府中町教育委員会としての対応、取組がよく分かりました。

問題行動には様々な要因が影響しているということです。その背後にある心理的な要因を理解することが重要です。日常的なケアや適切なサポート、環境整備は必要です。

文部科学省もこども家庭庁との連携を令和６年の組織としての取組として発表しております。今後も児童・生徒の心や体調の変化の把握をお願いし、児童・生徒が発するＳＯＳの早期発見に努めることを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第３項、児童・生徒の問題行動への対応は、３番西山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第４項、認定こども園つばめホール（大アリーナ）の空調環境について、２番宮本議員の質問を行います。

２番宮本議員。

○２番（宮本 彰君） ２番宮本です。おはようございます。

認定こども園つばめホール（大アリーナ）の空調環境について御質問をいたします。

安芸府中生涯学習センターくすのきプラザは、２００６年に完成し、今年で１８年を迎えております。

公共施設の耐用年数が５０年とするとまだまだ序盤というところでございますが、設備・機器に関しては、更新時期を１３年から１５年とすると、過ぎていると言えま

す。

私に関わっております安芸府中ビーチボールバレー協会は、認定こども園つばめホール、以下大アリーナと称しますが、利用して、年4回、町外からも競技チームを受け入れて約23チーム、総勢100人を超える人数で試合を毎回実施しております。

夏は、昨日ありましたけども、この6月と7月になりますが、とにかく暑い。試合当日には必ず熱中症対策を呼びかけ、水分補給や小まめな休憩を取るようにはしておりますが、毎回足のけいれんや軽度の発熱を発症する者が出ております。

大アリーナの空調環境については、選手のほうからも高い使用料を払っているのに何でこんな暑いんやとか、空調が効いていないとか、外の日陰のほうで涼しいんじゃないかとかというような声を多く聞きます。

今のところ、救急車等と呼ぶほどの重篤者は出ておりませんが、毎回心配しておるところでございます。

以上を踏まえまして、質問をいたします。

1つ、認定こども園つばめホール、大アリーナの使用していないときと使用しているときの日中の室内温度の測定値、2番、管理を委託している業者の業務内容と現状の業務報告の内容、3番、今後の対応策をお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（増田康洋君） 教育部長です。

2番宮本議員の一般質問、認定こども園つばめホール（大アリーナ）の空調環境についてに関し、答弁をいたします。

安芸府中生涯学習センターくすのきプラザは、平成19年5月に開館し、今年度で18年目を迎えました。

認定こども園つばめホールの空調に関し、特に昨今の夏場の異常気象の中、フル稼働させても暑いという声が利用者から上がっていることにつきましては承知をしているところです。

それでは、1つ目の御質問、室内温度についてです。

室内1か所の測定となりますが、一例といたしまして、令和5年8月23日、24日の測定値についてお答えをいたします。

23日は、9時から21時まで、卓球やバドミントン等が利用可能な一般開放を行いました。9時に28.6度、正午に28.4度、17時に28度という結果でした。24日は、翌日のイベント準備のため、一般開放は行っていませんが、9時に26.8度、正午に28.1度、17時に28.9度という結果でした。体を動かすことを前提とした室内温度といたしましては、いずれも高い数値を示しております。

2つ目の御質問、管理委託業者の状況です。

維持管理につきましては、空調設備を含めた施設全体を対象に業者委託を行っております。

業者は、施設の設備・機器類が正常に作動しているかどうか、常駐の上、常に監視・確認するとともに、故障や不具合が発生した場合は応急的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告を行う契約としております。

現状の空調の設備能力の範囲内におきましては、適切に対応しているものと考えております。

3つ目の御質問、今後の対応策です。

くすのきプラザは、大きく2系統により全館の冷暖房を賄っていますが、その1系統について、昨年度修繕を行いました。

現状、開館前から空調設備を稼働させるなど、利用に際し、できる限り施設を冷却させる工夫を行っておりますが、最近の酷暑を考えますと限界があることから、能力が不足しているもう1系統の修繕につきましても早期の予算化を図ることができるよう、現在検討を行っている段階でございます。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。答弁ありがとうございました。

公共施設の体育館の基準温度は、学校環境衛生基準によって定められておりますが、17度から28度以下になっております。ただ、今の答弁にありました昨年8月の室内温度での測定値ですが、常に28度以上もあり、暑さ指数、WBGT値では嚴重警戒となり、このような環境の中で激しいスポーツを行うことは非常に危険な状態であると言わざるを得ないと思います。

また、測定場所も1か所だけでは不十分と思われ、せめて出入口付近、室内の奥、

ステージの上の3か所は必要だと感じております。

以上を踏まえて、2回目の質問をいたします。

維持管理については、委託業者のほうで適切に対応していただいているということで安心をいたしました。具体的にどのような管理体制になっているのか、W B G T 測定器で測定しているのかも併せてお伺いいたします。

2番、冷暖房設備は、大きく2系統になっているということですが、2系統の意味合いとして、通常は交互に運転させるローテーション運転という方法で設備の消耗を抑えた運転の仕方で、万が一どちらかにトラブルが生じた場合は残りの1系統が自動でバックアップ運転をするというシステムが一般的になっております。つまり1系統で十分に良環境を維持できるはずが、今はそれができていないということですが、その原因は何でしょうか、お伺いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

2番宮本議員の2回目の御質問に答弁いたします。

1つ目の質問、暑さ指数の測定並びに管理体制についてです。

暑さ指数についても測定をしており、1回目の答弁で例としました令和5年8月23日、24日の測定値についてお答えいたします。

23日の暑さ指数は、9時が26.6、正午が25.1、17時が24.8でした。24日の暑さ指数は、9時が23.6、正午が24.9、17時が25.4という結果でした。

暑さ指数につきましては、21以上25未満が注意、25以上28未満が警戒、28以上31未満が厳重警戒、31以上が危険とされておりますが、今回の例によると、注意もしくは警戒の範囲となっております。

現在の暑さ指数の測定は、利用の受付業務を委託している団体において出入口付近で行うとともに、測定結果により、利用者に対し、水分補給の呼びかけなどを行うよう配慮しております。

議員御指摘の複数箇所の測定については、偏りがない暑さ指数の測定に寄与するものと考えられることから、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問、空調設備が1系統で十分に良環境を維持できてない原因について

です。

くすのきプラザは、1系統ずつのバックアップ方式ではなく、もともと2系統により全館の冷暖房を行う設計となっております。

ただし、開館以降、1系統により十分に機能を果たしたことから、1系統のみの稼働により空調環境を整えてきたところでございます。

そのような中、通常時稼働していた系統の空調は老朽化による不具合が生じたことから、昨年度修繕を行ったわけですが、昨今の夏場の異常な暑さの中、1系統では開館時のような冷房効果に達しなかったため、通常時稼働していなかったもう1系統の稼働の検討を開始いたしました。

しかし、当該設備も経年劣化による能力不足が生じていることから、1回目の答弁で申し上げたとおり、修繕について現在検討を行っているところでございます。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。答弁ありがとうございました。

大アリーナの数年前からの暑さの原因は、空調設備の老朽化で、冷房能力が著しく低下しているにもかかわらず、利用者に周知せず運転し続けたためと理解をいたしました。

予算のこともありますが、改善の検討している間に時間もたち、その間、利用者は熱中症にならないように注意しながらプレーするということになります。

ぜひこの夏、大アリーナを利用される利用者に対しては、空調設備の老朽化により冷房が効きにくくなっているのを熱中症対策を十二分にしてほしいと一言言い添えて貸出しをしていただきたいと思います。利用者に周知するための貼り紙も一つの手段だと思うので、あらゆる方法で熱中症を出さない工夫をよろしくお願いたします。

令和4年に新しい府中公民館が完成したことにより、一昨年よりくすのきプラザの貸室の利用料も値上げの話が出ておりますが、空調設備の能力低下はそれ以前の問題であり、改善できないうちは承認できない事項と思っております。

検討もいいですが、皆さんも御承知だと思いますが、今この御時世、ぐずぐずしているうちに建築物価はどんどん値上がりしております。早くやっておけばよかったと言われぬように、自分の財布だと思って早めの対応をしていただきたいと思います。要望して、

質問を終わります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第4項、認定こども園つばめホール（大アリーナ）の空調環境について、2番宮本議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで休憩いたします。再開は10時50分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時50分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、総務文教関係第5項、消防通信指令システムの整備について、5番坂田議員の質問を行います。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 5番坂田です。

今日の一般質問に至った経緯とか、そういった前置きをどんどんお話ししていくと一般質問の内容がぼやけてしまいますので、簡単に質問事項をお話しさせていただきます。

消防通信指令システムの整備についてということで、近年のICT環境の変化を踏まえ、消防活動の効率化、通報手段の多様化への対応、消防業務の効率化を目的とした消防通信指令システムの高度化等への対応、整備について、当町はどのような状況となっているのか、お聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） おはようございます。消防長です。

5番坂田議員からの質問のありました当町における消防通信指令システムの状況について答弁します。

当町の消防通信指令システムは、119番通報受付用交換機に位置づけられるもので、平成29年に整備され、現在7年が経過しています。

御存じのとおり、基本的には当町で発生した全ての119番通報は府中町消防本部の通信警備室に入電されます。

当町のシステムは、令和2年度から、聴覚障害者の方でもスマートフォンなどからインターネットを利用し通報が可能となるNet119や、外国人からの通報に対して通訳者が間に入り、通報が容易となる3者間同時通話装置が付加され、最低限必要な受信機能は構築されています。

しかし、他の自治体の高機能消防通信指令システムとは機能面で差が生じているのが現状です。具体的には、地図等検索装置や支援情報検索機能をはじめ、幾つかの機能が付加されていません。

まず、地図等検索装置は、災害が発生した場所が地図表示される機能です。通報者が119番通報中に意識を失い倒れた場合でもGPSにより通報場所の特定が地図上ででき、速やかに出動できる機能となります。

また、支援情報検索機能は、災害地点から一定範囲内の水利や目標物、危険物などの情報が地図上で表示され、一目で出動隊の間で情報の共有化ができる機能となります。

近年の技術革新により、他の自治体の消防指令システムと比較すると整備が追いついていないところもありますが、今後、消防通信指令システムを更新する際は必要な機能を精査し、十分な設備を整備できるよう取り組むこととします。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 答弁ありがとうございました。

2回目の質問なんですけども、消防通信指令システムの運用方法についてお伺いしたいと思います。

当町の消防通信指令システムは、一定の機能は有しているものの、他の消防本部と比べると地図等検索装置などの機能が付加されていないことが先ほどの答弁で分かりました。

ここで再質問をさせていただきます。

全国的に見ると消防通信指令システムを近隣市町で共同運用されている消防本部は幾つか存在し、広島県内では尾道と三原市が共同運用しています。

府中町の場合、広島市圏内の中に含まれているため、広島市との共同運用が想定されると思われませんが、そのメリット、デメリットについて教えてください。

また、町長は消防長を御経験された経歴があります。その経験を踏まえた上でお聞きいたします。今後、当町にも高機能な消防通信指令システムの整備は必要と思われませんが、単独整備または共同運用による整備についてどのようにお考えですか。御答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。

私からは、5番坂田議員から2回目の御質問にありました消防通信指令システムを広島市と共同運用した場合のメリット、デメリットについて答弁いたします。

まず、県内の動向について説明しますと、消防通信指令システムは、広島県が主導となり、広島県内消防本部全ての通信指令室を一つに統合するため、数年前から各消防本部の担当職員を集め、共同運用の勉強会が開催されております。

しかしながら、先日、広島県全体を一つに統合した共同運用については、各消防本部の足並みがそろわず、当面先送りになる旨の説明があったところです。

それでは、本題となります消防通信指令システムを広島市と共同運用した場合のメリット、デメリットについて答弁いたします。

県が示す資料によりますと、共同運用のメリットは、災害発生時の応援出動の円滑化や現場到着時間の短縮、経費の削減等が挙げられておりますが、平成30年7月豪雨災害の際、7月6日の通報が集中した4時間だけでも広島市の管轄には約1,400件の通報があり、その中には通報されても職員が対応できなかったものも多数あったと聞いております。ちなみに、当町に入電した通報は6日から9日までで72件でした。

この実績からも、共同運用した場合、管轄外の土地カンのない橋の名前や目標物等により、被災場所等を速やかに特定することは非常に困難で、府中町と広島市との災害の振り分けに時間を要し、府中町への連絡が遅れる可能性が高くなることが懸念されます。

次に、経費削減についてですが、共同運用することにより、消防通信指令システムの整備費用は低廉化が図れますが、毎年度発生するシステム使用料や負担金が必要と

なります。

また、当消防本部の通信員は、消防隊や救急隊との兼務により配置しているため、通信員の出向に伴う職員の増員に係る人件費等が必要になります。

私からの答弁は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 町長です。

坂田議員のほうから、消防長を経験しているからどう思うかというような話であったんですけど、実際、府中町の消防本部というのは、五十数名の定数の中で24時間365日しっかり対応を取っていただいて、いろんな工夫をして、実際、職員運用をしているというのが実態です。

先ほどお話がありましたように、警備通信についても夜中については2時間になったんですか、1時間の交代勤務で職員が対応しておりますので、それ専属の通信員というのはつけてないというのが実態でございます。

質問の趣旨からいえば、高度な消防通信システムを整備することについてどう思うかという話なのですが、先ほど答弁がありましたように、県内全体で一本化して通信システムをつくっていくということになれば、府中町だけが外れるというわけにいかないで、そういうことになれば大きな消防本部も小さいところも配慮した通信システムが可能だと思われまますので、そういった場合は県内一本化には入っていきなきゃいけないというふうに思いますが、ただ、先ほどお話がありました共同運用するというようになった場合に一番近い例でいうと広島市と府中町の共同運用ということになった場合は、やはり市の消防本部と比べれば規模が非常に違い過ぎるということで、府中町と広島市を併せたシステムというのがなかなか難しいんじゃないかなというふうに私的には思っておりますので、そういった市と府中町だけの共同運用というのはちょっと考えにくいのかなと。もし共同運用ということになると、県内一本化か、ある程度規模が大きい中で、小規模な消防本部も配慮していただけるような状況の中で共同運用というのが考えられるのかなというふうに思っております。

また、高機能な通信システムということで、先ほど地図検索システムとか、まだ入っていない部分があるということでしたが、これにつきましては、府中町の消防本部というのは、管轄が他の消防本部に比べ、それほど広くないということがありまして、

また職員のほうも日頃しっかり訓練などいただいて、現場の状況とか町内の道路状況、目標物の状況というのをしっかり頭の中に入っているというのもありますので、何とか対応はできてるのかなというふうに思ったりはするんですが、消防長が先ほど答弁したように、更新時期に必要な機能を精査して、必要があれば、しっかりそういった新たな通信システムの付加ということも検討していきたいというふうに思います。

答弁、以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 答弁ありがとうございました。

3回目の質問ということなんですけども、これは要望になるんですけども、まず高機能通信指令システムを導入していない自治体では、県内では府中町と大竹だけというふうに聞いています。他の自治体と比べて重要な設備が整備されてないことが非常に府中町民にとって不安ではないかと思えます。

また、消防は、通信指令システムも含め、消防庁舎自体が老朽化しています。まず、はしご自動車についても高所から放水や救出活動を行う重要な車両ですが、もう既に25年という年数を経過しているとお聞きしています。今回の機会を通じて、はしご自動車の整備についても有利な財源を活用した中で、前向きに、早期に更新されるよう、重ねてお願いしたいと思います。

消防業務は、府中町民の生命、身体、財産を守る重要な部署であり、崇高な業務であると私は思っています。費用面だけでなく、通信指令体制、設置スペース、簡単ではないと思いますが、安心・安全なまちを構築するためにも、次の第5次総合計画への計上はもちろんのこと、少しでも早い段階で整備して、できれば第4次総合計画の中で少し早めて検討していただくように切に要望し、私からの一般質問を終わります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第5項、消防通信指令システムの整備について、5番坂田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第6項、WACTORYパーク揚倉山の利用状況について、13番三宅議員の質問を行います。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） 13番三宅です。

WACTORYパーク揚倉山の利用状況について。

令和3年12月定例会において一般質問させていただきました。今回は、その後の利用状況について質問いたします。

上段多目的広場は、人工芝グラウンドに改修され、令和3年3月にリニューアルオープンしました。その結果、改修前と比較して利用率の向上が見られています。

天然芝グラウンドのときにあった芝の養生期間中の利用停止が不要となったことや、夜間利用を再開したことで利用可能時間が大幅に増加されたことに加え、インターネット予約の導入による利用環境整備などの相乗効果などが要因として挙げられ、非常に大きな整備効果があったと思います。

しかし、土・日・祝日は一日を通じ多くの利用がある一方で、平日日中は利用が少ない状況にあり、そのような時間帯のさらなる利用促進が課題となっていました。そうした中で、令和4年1月から女子サッカーチームのアンジュヴィオレ広島の利用により、平日午前の利用が一時改善されていましたが、令和4年12月で利用が終了しています。

このような状況を踏まえ、WACTORYパーク揚倉山の利用促進の取組と、上段多目的広場、下段多目的広場、上段テニスコート、それぞれの施設の利用状況の推移を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（増田康洋君） 教育部長です。

13番三宅議員の一般質問、WACTORYパーク揚倉山の利用状況についてに関し、答弁をいたします。

まず、施設の利用状況です。

上段多目的広場ですが、令和3年12月定例会における議員の一般質問の際、令和3年4月から11月までを対象とした利用率につきまして、平均59.3%と答弁をいたしました。

その後の年平均実績値の推移ですが、令和3年度が61.1%、令和4年度が68.7%、令和5年度が63.9%となりました。ただし、令和5年度実績は、令和6年2月までの集計となり、以降の数値も同様となります。

利用内容といたしましては、サッカーが中心ですが、その他グラウンドゴルフなど

でも御利用をいただいております。

また、議員おっしゃいますように、アンジュヴィオレ広島の利用は終了いたしました。が、利用率がそれほど低迷しているわけではなく、多くの方に御利用いただいているものというふうに考えております。

次に、下段多目的広場の年平均利用率の実績値ですが、令和3年度が16.8%、令和4年度が19.1%、令和5年度が19.5%となりました。

利用内容といたしましては、サッカーやソフトボールとなっています。

利用率の低さが目立つとともに、その向上が課題となっております。

次に、上段テニスコートの年平均利用率の実績値ですが、令和3年度が49.1%、令和4年度が51.0%、令和5年度が51.7%となりました。高い利用率を維持しております。

続いて、利用促進の取組です。

まず、施設全般ですが、インターネット予約につきまして、クレジット決済を導入したことが挙げられます。

また、上段多目的広場につきましては、芝が一定の状態を保つよう、施設のメンテナンスを行い、機能の維持に努めております。

さらに、社会人等の利用が難しい平日の午前の利用につきまして、保育園、幼稚園等の利用ができないか、検討を行いたいと考えております。

次に、下段多目的広場ですが、どのような活用方法が利用率や魅力発信の向上につながるか調査・研究を行うための経費を今年度当初予算に計上しております。現在、都市公園担当部署において事務を進めているところです。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） 13番三宅です。答弁ありがとうございました。

上段多目的広場、上段テニスコートでは高い利用率を維持しているとありました。上段多目的広場について、もう少し掘り下げて質問いたします。

上段多目的広場の令和3年度から令和5年度の3年間の年間平均利用率が約65%となり、当初の想定47%を大きく上回る利用率となっています。

答弁にはありませんでしたが、令和6年5月の直近の利用状況を時間別に見た場合、

平日夜間が91.1%、土・日・祝日の午前が96%、土・日・祝日の午後が99%、土・日・祝日の夜間が97.5%と非常に高い利用率です。それに対して、平日午前が19.5%、平日午後が55.2%となっており、特に平日午前の利用率が低いことが分かります。

アンジュヴィオレ広島の利用終了に伴う利用率の低迷はないとの答弁でした。これは、アンジュヴィオレ広島の利用終了によって、平日午前は利用率が低下したが、土・日・祝日または夜間の利用で引き上げられた結果、一日を通じた利用率の低迷には至らなかったことを指しております。

しかし、アンジュヴィオレ広島の利用期間が含まれていた令和4年度と比較して、令和5年度は5%低下しています。

そこで質問です。

上段多目的広場は高い利用率ですが、平日の日中の利用率の向上が課題として残っています。今後の取組について教えてください。

次に、利用率向上も重要ですが、この高い利用率を維持するという視点も大切ではないでしょうか。これに関しては、令和3年12月一般質問で、高い利用率を維持していくことが課題で、そのためには計画的に毎年定期的な人工芝のメンテナンスを行い、施設の機能を維持していくことが重要であるとする、このように答弁されており、私も同感であります。

施設の魅力を維持していくには、計画的な保守とともに、人工芝の張り替えも必要になってきます。

ここで2点目の質問です。

人工芝グラウンドの保守計画とこれまでに実施されたメンテナンス内容について教えてください。

また、当初想定したよりも高い利用率で推移されているのであれば、当然、経年劣化に加え、使用による劣化も想定以上に進むと思われます。メーカーが推奨する人工芝の張り替えが10年と聞いておりますが、次期総合計画では人工芝の張り替えを前倒しで実施することが必要となります。どのように考えているか、教えてください。

以上2点質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

1 3 番三宅議員の 2 回目の御質問について答弁いたします。

1 点目の御質問、平日の日中の利用率の向上に関わる今後の取組についてです。

1 回目で一部答弁いたしましたので、それ以外となりますが、現在、サッカー利用では限界があると考えています。その中で、グラウンドゴルフをターゲットに、総合型地域スポーツクラブである呉姿々宇スポーツクラブにおいて事業化ができないか、連携を図るとともに、引き続き利用促進策を調査・研究してまいりたいと思います。

2 点目の御質問、人工芝の保守の内容と張り替えについてです。

まず、人工芝の保守については、メーカーの標準的なメンテナンススケジュールに準じて保守を行っております。

大別いたしますと、毎年実施するクリーニング作業と 3 年に一度実施するレベリング作業に区分されます。クリーニング作業は、人工芝の表土層に蓄積している異物を専用の機器を使用し除去するとともに、ゴムチップの量などを点検し、必要に応じて補充を行う作業です。レベリング作業は、表土層、充填層を適度に掘り起こすことで芝先を立ち上げ、充填層のクッション性を改善する作業です。

実績ですが、クリーニング作業は、令和 3 年度以降毎年行っており、レベリング作業は今年度予算化を行い、実施する予定でございます。

次に、人工芝の張り替えについてです。

議員おっしゃいますように、10 年が一つの目安となろうかと思えます。教育委員会といたしましては、次期総合計画における事業化が必要であると考えていますが、具体的な施工年度や施工方法、事業費等については、施設の老朽化度に合わせ、町が抱える行財政課題、また財政状況等を総合的に勘案して実施計画に計上することになりますので、現時点においては言及するのは難しい状況です。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 3 番三宅議員。

○1 3 番（三宅健治君） 1 3 番三宅です。答弁ありがとうございました。

平日の日中の利用が少ない多目的広場の活用については、平成 29 年 12 月、府中町揚倉山健康運動公園多目的広場有効活用調査検討委員会の答申の中で、平日の日中など利用者の確保が難しいと見込まれる時間帯に総合型地域スポーツクラブ等による

スポーツスクール、サークル活動などによる積極的な施設使用を促すことで、住民のスポーツ機会を増やし、施設を有効に活用できると既に述べられていました。

保育園、幼稚園への利用ができないか検討をこれから行うことや、アンジュヴィオレ広島の利用が終了した令和5年1月以降の教育委員会の取組は遅いように感じますので、各種団体に対して、より積極的な働きかけをお願いします。

人工芝の保守管理においては、引き続き定期的なメンテナンスとともに、適切なタイミングによる張り替えについて、予算確保も含め、魅力ある施設として維持できるよう保守管理を実施していただくように要望いたします。

最後となりますが、今年3月定例会で前町長は施政方針において基本目標4の中でWACTORYパーク揚倉山の北エリア、いわゆる下段をサッカー施設として利用促進するための調査・研究を進めると言及されました。具体的なチーム名は示されませんでした。プロサッカーチームの活動拠点として整備を進めるための調査・研究を行う趣旨の発言であったと記憶しております。

下段多目的広場は、上段多目的広場に比べ、利用が低い状況であり、今後の活用に向けて検討が必要であると認識しております。しかし、公園全体の都市公園としての整備方針が未策定の状況下で、サッカー施設を前提としての調査事業の経費が当初予算に計上されていることに疑問を感じております。調査・研究においては、利用者ニーズも調査されると思いますが、一定の施設整備の方針を打ち出していくためには町民の合意形成も必要であると思います。

また、最初の部長答弁に、下段多目的広場の活用方法は、現在、建設部都市公園担当部署において事務を進めているとありましたが、下段多目的広場有効活用の検討に関しては、教育委員会も社会体育施設の管理運営者の立場で主体的に関わっていく必要があるのではないのでしょうか。

現在、サッカー以外で利用されている野球、ソフトボール等の他競技関係団体の意見もしっかり聞いた上で整備を進めていただきますよう強く要望して、質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第6項、WACTORYパーク揚倉山の利用状況について、13番三宅議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、子ども医療費助成の所得制限について、17番児玉議員の質問を行います。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さんこんにちは。17番児玉でございます。

早速ではありますが、通告に従い、質問に入らせていただきます。

私のほうからは、子ども医療費助成の拡大について質問いたします。

昨年より、県内市町では、子ども医療費の対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃する動きが出てきました。府中町でも今年1月より、中学生の通院を拡大したところですが、所得制限は撤廃されませんでした。

私が調査した限り、県内23市町中、医療費助成に16市町が通院・入院ともに高校3年生まで、残りの広島市、安芸郡4町を含め、7市町が通院・入院が中学校3年生までとなっています。また、所得制限に至っては、なしの市町は、小学校以上なしの神石高原町を含め、17市町が所得制限を撤廃しており、各市町は昨年12月に閣議決定されたこども未来戦略と令和6年度税制改正大綱で独自に事業を実施している子ども医療助成も社会制度に関して不利益が、損じないように、地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要があると言っていることから、各市町は子どもの人数が少ないなど事情は様々ですが、これに準じて競争となり、拡充方向ではある意味、格差が縮まっているものの、当町を含め、7市町にとってみれば、格差は広がり、不公平さは否めません。

私は、常々この場でも言っておりますが、本来医療費は、子どもであろうが大人であろうが全国どこであろうが同じサービスを受けられるべきで、この問題は国が主導して行われるのが筋だと考えております。少なし、県統一でなければならないというふうに思っております。

また、今年は、昨今の円安、物価高騰などから、春闘は飛躍的に伸び、働き盛りの30代から40代の方は収入が増えた一方で、これまで所得制限以下だった方が一気に533万円の所得制限に引っかかり、医療補助が受けられなくなる事態が増加するものと考えます。

一例を言いますと、ある病気でお子様が入院され、所得制限内の方は病院で出される食事代だけ、所得制限にかかった方は高額医療分の数万円を支払うという事態が出ています。所得制限があるため、せっかく頑張って収入が増えたものの、かえってペ

ナルティーンのごとくなってしまうのは本末転倒です。

また、担当窓口での対応も増えてくるのではないかと思います。

さらに、府中町は、住みやすさランキングでも毎年トップですが、子ども医療費の枠が狭く、所得制限があるようでは、子育て世代の方が他市町に出ていかれる事態になるのではないかと危惧いたします。また、広島県は、人口流出が全国ワーストであります、その一因にもなる可能性があります。

これらのことが各市町で昨年から相次いで所得制限撤廃に踏み切った要因の一つとされますが、当町として今後、子ども医療助成の年齢対象者の拡大や所得制限の撤廃に取り組む予定があるか、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

17番児玉議員の一般質問、子ども医療費助成の所得制限について答弁します。

子ども医療費の助成については、乳幼児から中学生までを対象として、一定の所得を超える世帯を除き、児童1人当たりの医療費に係る自己負担額を医療機関ごとに1日500円を月4回までとし、5回目以降は自己負担額なしとして助成しています。また、助成対象についても、中学生は入院費用のみとしていましたが、令和6年1月から通院治療費まで制度を拡大したところです。

なお、特定財源については、乳幼児から未就学児までは県補助金2分の1の交付のみで、あとは全て町の一般財源から実施しています。

令和5年度の実績見込みは、9万8,584件、1億5,446万1,463円ですが、うち76%の1億1,790万9,463円は一般財源となっています。

また、一定の所得がある世帯を助成対象外として所得制限を設定していますが、もともと県補助の乳幼児医療費助成から所得制限は導入されており、3年前まで県内の多くの市町が所得制限を設定していました。

議員御指摘のとおり、県内の市町が子ども医療費の助成事業について拡大に取り組む姿勢を示し、広島県23市町中20市町が所得制限を撤廃している、または令和6年度中に撤廃する予定となっております。

また、助成対象年齢についても19市町が高校を卒業するまでとしている、または令和6年度中に高校を卒業するまで拡大する予定であることを示しております。

御質問の、今後、子ども医療費の拡大や所得制限撤廃に取り組む予定があるかについてですが、当町では、子ども医療費の助成については本来的には国または県が统一的に推進すべき事業と認識しており、国や県の動向を注視してきました。

現在、国や県では具体的な動きはなく、多くの市町が単独の子育て支援事業として財源を捻出して制度を拡大しています。

自治体の子育て支援事業は、医療費助成だけではありませんが、地域を同じくし、同じ医療を受けながら所得の差により助成の対象とならない不公平感や他市町の住民と同じ医療サービスを受けているにもかかわらず、他市町の住民は助成を受け、府中町民が助成を受けられず、医療機関への受診をちゅうちょすることは町としてもあってはならないと感じており、医療サービス格差の解消は前向きに検討すべき事案と認識しています。

今後も国と県の動きを注視するとともに、生活圏、医療圏を同じくする広島市の動向も踏まえながら調査・研究を進めていきます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 御答弁ありがとうございました。

私が調べた3月時点では17市町だったのが現在では予定も含め19市町となっていると。対象年齢の拡大や所得制限を撤廃する予定があるところが19市町となったということです。残りをいいますと、府中町を含めて4市町ということでございます。

所得制限の撤廃は、やりたいのはやまやまではあるが、町の財政措置とか、あるいは対応を含めてまだまだハードルが高いことは理解できました。

しかし、8割近くの市町が撤廃し、同じ生活圏、医療圏の広島市、これの動向も見てもなく、対象年齢の拡大と所得制限撤廃というのはセットで急務だというふうには私は考えております。

また、一番心配なのは、言われていたとおり、所得の差によって助成が受けられない不公平感、あるいは同じ医療サービスを受けているにもかかわらず、他市町の住民は助成を受け、府中町民は助成が受けられず、医療機関にかかることをちゅうちょする、このことがあってはならないと感じられております。そのとおりだと思います。そんなことがあっちゃいけません。こういう格差をなくさないかんというところですよ。

これらを含めて、今後、町として調査・研究を進めるという中で、スピード感あるいは危機感、これを持って取り組んでいただきたいが、その期間はいつ頃までに結果を出されるか、お伺いさせていただきます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 町長でございます。

先ほど質問をいただいたように、子ども医療の所得制限につきましては、私の選挙の公約の中でも掲げております。先ほど答弁ありましたように、積極的に調査・研究を進めるということで答弁させていただいておりますが、特に先ほどお話がありましたように、同じ安芸郡の熊野町においても令和6年度中には高校生までの拡大、そして所得制限の撤廃を行うというように準備をされているというふうに伺っております。府中町としても、さらに突っ込んで具体的な検討に入る必要があるというふうに思っております。

それで、6月以降、急いで現段階での試算というのを事務当局のほうに行ってもらいました。その結果、現時点の数字でいうと中学生までの所得制限を廃止した場合で年間の予算が約3,500万必要だと。それと、高校生までの拡大かつ所得制限廃止で年間6,300万の一般財源が必要になるという試算が出ております。

県内23市町のうち、もう大半の20の自治体で既に廃止、または助成が予定されているということですから、府中町としても後れてはならないという思いは確かにあります。

ただ、今、数字を言いましたように、継続的に多くの一般財源を必要とする、これは、単年度でありませんから、一旦決めれば、毎年、毎年、その財源が必要になるということですから、町の中長期的な財政運営をしっかりと見込んだ上で判断をする必要があるというふうに思っております。

他の事業との優先度などを踏まえて、いつから行うのかと、また中学生までの所得制限の廃止を先行するのか、また高校生まで拡大を、どの時期行うのかといういろいろな推計を予算的に可能であるかどうかも含めて検討を早い時期に行っていきたいというふうに思います。

いろんなやり方というのがあると思うんですね。確かに高校生まで全部所得廃止というのが一つの到達目標だとは思っているんですが、それに向かって早い時期に町の

財政状況を踏まえながら進めていきたいということで、ちょっといつまでというのははっきり明言することはできないんですけど、とにかく早い時期にそういった結論を持って皆さんのほうにお諮りしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 7 番児玉議員。

○1 7 番（児玉利典君） 町長、答弁ありがとうございます。

スピード感を持って、しっかり危機感を持って取り組んでいただけると、町長の公約にもあるように重要課題であることは認識しましたし、一方で持続可能な事業にしていかなければならないことも理解できますが。

繰り返しになるんですけども、私が聞いたのは、具体的な時期。例えば本年度にかけてとか、あるいは次の5次総に向けて展開するにしても二、三年かかります。こういったところもあるんですが、まずは暫定的に何か手だてできないかというところで、施策はいろいろあると思うんです。先ほど言われたように、一旦は中学校までの所得制限を撤廃する、そして最終的には高校生、この辺までにらんで他市町と同じように後れのないように対応していくというふうなことも言われてます。

全国の政令指定都市、20ほどあるんですが、今、所得制限をつけているのは3都市しかないんですね。広島市、札幌市、それから相模原市なんです。この3つなんです。広島市というのは、これ、県内統一です。532万という所得制限もついでる。札幌と相模原は622万というふうになっています。何が言いたいかというと、ここで所得制限を一旦引き上げるとか、もう賃金はさっきも言いましたが今回の春闘で飛躍的にぐんと上がっています。当然、所得も上がってきます。そうすると、所得制限にかかる人が増えてくると。特に府中町は平均的にそういう値にあるんでしょう。所得が532万、これ、引っかかる人がどんどん出てくるというふうに思っています。

府中町で暮らす魅力の一つとしても、子育て施策の中でも重要な位置づけになっている子ども医療費助成。何としても、究極を言えば、これは先ほども私申し上げましたが、全国統一であるべきだということです。これ、国の施策だと思っています。

とはいえ、本来望みませんが、各市町の競争になっていると。それと広島県の23市町で8割がもうそういう域に達している中で、もうすぐしたら本当9割になる

と思います。これ、2年、3年とかというような時間、猶予はありませんし、緊急の課題であるということで、先ほど申し上げたように暫定として所得制限を上げていく、せめて札幌、相模原市レベルには行くべきではないかなというふうに思います。

これ、広島県で全部532万円ですと決まっておったらしいんですけど、どの市町もそうやってるんですけど、その市町の事情が全然違いますから、比べ物にならないと思いますし、なしのところがあるわけなので、もうこの所得制限の枠というのは関係ないと思いますので、単独でも、府中町単独でも上げていくことは十分可能だと思います。

こういうことを強く私要望しまして、今回の質問は終わらせていただきたいと思っています。今後も継続して何らかの形でフォローしていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひし、早期に取り組んでいただくことを強く要望します。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、子ども医療費助成の所得制限について、17番児玉議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、高齢者いきいき活動ポイント制度の拡充について、7番山口議員の質問を行います。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） まずは、質問の前に、このたび、寺尾町長におかれましては御当選おめでとうございます。

本日は、今回の町長選挙におかれまして公約に挙げられました高齢者いきいき活動ポイントの拡充についてをとり上げさせていただきたいと思います。

高齢者いきいき活動ポイント制度は、大変人気のある制度で、拡充されれば喜ばれる町民の方が多いのではないかと思います。

寺尾町長も議員時代、高齢者いきいき活動ポイント制度の拡充について一般質問をされており、またこのたびの選挙公約にも挙げられています。

一方で、この制度は広島市が最初に始められた事業であり、広島市や海田町とポイントの相互付与という形で連携を取っていますので、当町だけで拡充を決めると他の市町の府中町に対するイメージは決してよくなく、今後、広域で連携を図る際に府中町への信頼が揺らぐのではないかといった心配を持ちます。

ただ、こういった課題を乗り越えて制度が拡充されることを望む町民も多いのも事

実だと思いますので、現状、制度拡充に向けた思いや方向性があれば教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

7番山口議員の御質問、高齢者いきいき活動ポイント制度の拡充について答弁します。

令和5年12月定例会の一般質問でも答弁しましたとおり、高齢者いきいき活動ポイント事業の参加者拡充に向けて、今年度は手帳交付方法を変更しました。これまで未参加である方に改めて周知するため、約9,000人の方にはがきでお知らせした結果、大変反響が大きく、このたび新たに1,500人の方から手帳交付の希望があり、9月からスタートする令和6年度の活動参加希望者の見込みが3,500人から5,000人程度に増加すると予想しております。

こうした周知方法に加え、広報、ホームページ、SNS、またあらゆる活動の場に参加されている方に対し、積極的な啓発を行うことで、今後も継続して参加者のさらなる増加を目指し、気軽に参加できる環境と動機づけ、きっかけづくりにしっかりと取り組んでいきたいと考えます。

議員御指摘のとおり、高齢者いきいき活動ポイント事業は、現在、広島市及び海田町との相互ポイント付与により事業展開を図っており、市町間での活発な交流についても好評と聞いています。

御質問にある制度拡充の検討につきましては、ポイントの相互付与をはじめ、運営方針や活動内容及び対象者についての調整を毎年行っており、将来的な活動展開を見据えて今後も連携と協議を重ねていきます。

事業目的を健康管理と生きがいつくりとしながらも、個人単独での活動にはポイントを与えていないのは、この事業が本来、高齢者の社会参加と地域活動の活性化を目指すものであり、本町の地域力を高めることを期待するものであるためです。

先般策定しました府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、当該事業の位置づけとして高齢者個人と社会全体の健康と幸福に寄与する重要な要素であり、高齢者自身の主体性と社会全体での支援と取組を強化することとしています。

今後は、事業参加率の向上を目指し、活動の種類や様々な場面での参加を図れるよう、内容に関する拡充や、その活動力を地域に還元できる仕組みづくりなど、連携す

る市町と協議・検討していきたいと考えます。

本町の住民同士が交流、信頼、社会参加を活発に行い、日々の暮らしを相互によくする力、いわゆる地域力を醸成させ、健康的で生き生きとしたまちづくりを行い、活力ある社会の中で誰もが安心して暮らすためによりよい拡充方法など研究し、魅力ある施策として皆様に喜んでいただけるよう努力していきます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

参加者を増やす手法について具体的な説明をいただきました。まだ利用されていない町民の方に対しては、御答弁にありましたように、様々な手法で事業への参加を呼びかけていただき、高い参加率を維持できるよう頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問に移りますが、この制度の拡充については、町長も議員時代に質問をされており、その中で奨励金を1万円より上げていくということと対象年齢を下げることに触れられ、拡充への具体的策をぜひ検討していただきたいと思いますと発言されていますので、具体的な拡充策についてはこれから進められるものと考えています。

私の質問の前提として、奨励金の額の引上げや対象年齢の引下げについて可能であるなら、やはり町民に喜ばれると思いますので、壁は厚いかもしれませんが、簡単に諦めてほしくないなという思いがあります。

町内会などの地縁団体の活動に65歳以下の方が参加するきっかけになるなら、将来的な地域力の向上や担い手不足への対策にもつながるのではないかと期待もしていますし、何より年間数千円が欲しいというよりは、日々の生活の張りの必要性に行政が気を配ってくれていることがうれしいと思う高齢者の方も多いと思います。

町長になられて、全体の予算との兼ね合いや、この事業の中でも別に表彰制度なども提案されていますが、制度を利用する側の町民からは、報奨金の上限額をどうするのが注目されると思いますので、このあたりも含めて町長の拡充への思いや方向性をお聞かせください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 町長です。

高齢者いきいき活動ポイント事業は、今年の9月で4年目を迎えるということでございます。中には、ポイント手帳を持ち歩くのがおっくうとか、ポイント自体に興味がないという声も一部には聞かれておりますが、総じてポイントをためるのが楽しいとか、健康状態がよくなったとか、外出の頻度が増えたということで大変好評であるというふうに思っております。参加率も徐々にではありますが増えているというふうに聞いております。

それと、先ほど部長のほうから答弁がありました。私が今年から手帳の配布の方法を変えるということで参加率が下がるんじゃないかなということで心配していたんですが、それにつきまして、はがきを送って事前にPRしたというのがありまして、今回、そういった事務局のほうの丁寧な説明とか案内が行われたということで、減少するのではなく、逆に参加者の大幅な増が見込まれるという話を聞きました。しっかりとした当局側というか、事務局のほうの対応がしっかりなされたのかなというふうに思っております。3,500人の参加が、5,000人全員と、一遍に増えるというところまでは思わないんですけど、ある程度増えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これは非常にいい方向にあるのではないかなというふうに思っております。

それで、先ほど山口議員からも触れられましたけど、選挙公約の中にも入れたポイント制度の拡充についてでございます。一般質問では、報奨金の引上げとか、対象年齢の拡大、年齢の引下げなんかはできないかというふうに質問をしたところですが、その当時、12月の一般質問のときの理事者側の答弁は、検討していないと、まずは参加者を増やすことに努めたいという内容でした。私の思いとしては、早く公約を実現したいという思いではあるんですけど、そうはいいまして事業連携をしている広島市とか海田町の調整とか、将来にわたって参加者が増えているという状況があるんで、財源がどう確保できるのかという問題があります。

また、この事業は、全て一般財源で行っているということではなくて、介護保険の事業の中で行っているという事業ですので、今年度から第9期の介護保険の事業計画が、3年計画がスタートしている初年度であるというのもありますので、介護保険の事業計画の中でしっかり変更ができるのかとか、そういった面もちょっと見直しができるのかというのも一つ課題があります。

ただ、こういった部分を十分に検討した上で、早い時期に制度の拡充の具体的な内容と方向、その時期というのでも示していけたらなというふうに思っております。

壁は厚いんですけど、これから壁がどこら辺まで薄くなるのかというのを検討しながら進めていきたいということでございます。報奨金の引上げと年齢の拡大、全て思うようにできるかどうか分からないんですけど、とにかく検討を始めていきたいということで答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問でございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

もちろん壁が厚いのは重々承知しておりますし、ただ、これに、寺尾町長が就任されたことによって拡充については期待される町民も多いので、もしそういった方向に進むとなったら後ろからの後押しはしっかりさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

町民の皆様が自身の健康管理及び地域活動の活発化のためにより積極的に参加できるような制度になるよう取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、高齢者いきいき活動ポイント制度の拡充について、7番山口議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は6月25日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。延会。

（延会 午前11時57分）